

# 塩谷町過疎地域自立促進計画（案）

（平成29年度～平成32年度）

栃木県塩谷町

# 目 次

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| I   | 基本的な事項                   |    |
| 1   | 町の概況                     | 1  |
|     | （1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況 | 1  |
|     | （2）過疎の状況                 | 2  |
|     | （3）社会経済的発展の方向と概要         | 3  |
| 2   | 人口及び産業の推移と動向             | 5  |
|     | （1）人口の推移                 | 5  |
|     | （2）産業の動向                 | 8  |
| 3   | 行財政の状況                   | 10 |
|     | （1）行政の状況                 | 10 |
|     | （2）財政の状況                 | 12 |
|     | （3）公共施設の整備状況             | 13 |
| 4   | 地域の自立促進の基本方針             | 15 |
|     | （1）自立促進の基本方針             | 15 |
| 5   | 計画期間                     | 15 |
| II  | 産業の振興                    |    |
| 1   | 現況と問題点                   | 16 |
| 2   | その対策                     | 17 |
| 3   | 計画                       | 18 |
| III | 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進  |    |
| 1   | 現況と問題点                   | 18 |
| 2   | その対策                     | 21 |
| 3   | 計画                       | 22 |
| IV  | 生活環境の整備                  |    |
| 1   | 現況と問題点                   | 22 |
| 2   | その対策                     | 24 |
| 3   | 計画                       | 25 |
| V   | 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進       |    |
| 1   | 現況と問題点                   | 25 |
| 2   | その対策                     | 27 |
| 3   | 計画                       | 28 |
| VI  | 医療の確保                    |    |
| 1   | 現況と問題点                   | 28 |
| 2   | その対策                     | 29 |
| 3   | 計画                       | 29 |
| VII | 教育の振興                    |    |
| 1   | 現況と問題点                   | 29 |
| 2   | その対策                     | 31 |
| 3   | 計画                       | 33 |

|      |                    |     |
|------|--------------------|-----|
| VIII | 地域文化の振興等           |     |
| 1    | 現況と問題点             | 3 3 |
| 2    | その対策               | 3 4 |
| 3    | 計画                 | 3 4 |
| IX   | 集落等の整備             |     |
| 1    | 現況と問題点             | 3 4 |
| 2    | その対策               | 3 4 |
| 3    | 計画                 | 3 5 |
| X    | その他地域の自立促進に関し必要な事項 |     |
| 1    | 現況と問題点             | 3 5 |
| 2    | その対策               | 3 5 |
| 3    | 計画                 | 3 6 |

## I 基本的な事項

### 1 町の概況

#### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況

塩谷町は栃木県の中央よりやや北部に位置し、東は矢板市、西は日光市、南はさくら市と宇都宮市、北は那須塩原市に接している。

本町の面積は176.06k㎡で、約60%が山林原野、東西18km、南北21kmの三角形をなし、栃木県全面積の約2.76%にあたる。

交通としては東北自動車矢板ICから約5km、町中央を東西に走る国道461号と南北に走る主要地方道藤原宇都宮線が交差し、東に矢板市・大田原市、西に鬼怒川温泉・日光の観光地、南に宇都宮市、北に塩原温泉・那須温泉の観光地を控えており、いずれの地区にも1時間弱で行くことができる地理的に恵まれた場所にある。北部には、日光国立公園の一部である高原山（たかはらやま（活火山））があり、林産資源に富み、荒川（東側）と鬼怒川（西側）の2つの一級河川が町の両側を囲みながら南流し、中部から南部にかけては肥沃な農業地帯となっている。

標高の最も高いところは、町の最北端高原地区にある釈迦ヶ岳の海拔1,794.9mで、最も低いところは、肘内地区の海拔181mである。

本町に人類が住み始めたのは不明であるが、考古学の示すところでは、約1万年前の旧石器時代の人類の生活の痕跡が残ることが証明づけられている。

本町は明治4年の廃藩置県により宇都宮県に属し、同6年宇都宮県廃止に伴い栃木県の所管となり、明治22年に町村制が施行され、現塩谷町の北部に玉生村、西部に船生村、南部に大宮村の3村が設立した。昭和32年には、3村が合併して現在の町域を持つ塩谷村が誕生し、昭和40年に町制が施行され、現在の塩谷町に至った。

現在の人口は1万1千人弱で、加速度的に人口減少が進んでおり、人口流出の抑制への施策及び人口増加の施策が町政の課題となっている。

地形的には、北部は日光国立公園を背景とする雄大な高原山系に面し、林産資源と自然美に包まれている。西部及び北部山岳地帯を源とする大小の河川が南下し、鬼怒川、荒川に代表される清流が肥沃な田園地帯を形成している。

気候的には、最高気温35℃前後、最低気温零下5℃前後と、寒暖の差が著しい内陸性の気候である。降水量は年間1,700mm程度と比較的多い。

農業に関しては、2大河川に囲まれた、その恵まれた水環境と肥沃である土地という基礎的要素を利用し、稲作を基幹産業として発展してきた。近年では大都市東京まで120km圏内であるという地理的要件から菊・トマト・梨等の施設園芸や、畜産等の首都圏農業が盛んに営まれている。

林業に関しては、町の60%近くを山林が占めていることもあり、昔から町の基幹産業であったが、近年は輸入材の増加等によりその経営形態も変わりつつある。

工業に関しては、塩谷工業団地を中心に、町全域に中小規模な工場が多く分布し、町民の貴重な就業の場となっている。

商業に関しては、自然発生的な路線商店街が中心となっているが、スーパーマーケット等の中規模店舗の進出もあり、購買の流れにも変化が見られており、従来の商店街との均衡をとった発展が今後の重大な課題となっている。

観光に関しては、昭和60年に東荒川ダムの北、尚仁沢から湧出する水が、名水として環境庁

(現環境省)の指定(全国名水百選)を受けて名声を集め、その清らかな「尚仁沢湧水」を求めて多くの人を訪れている。その他に弘法大師一夜の作といわれている国指定文化財の佐貫石仏、とちぎの自然百選のかご岩、春の新緑・秋の紅葉と溪谷が絶景の大滝など自然が豊かであることを裏付ける観光資源が多くある。

本町の歴史の特徴としては、山岳仏教が盛んであった奈良時代に、高原山中腹に法楽寺が建立されると、大宮、佐貫、風見地区にも寺社が建てられ、北関東一の大霊場となり、その名残りが町内の各地名となって残っている。

また、江戸時代に日光廟が完成すると日光北街道が整備され、宿場町としての賑わいを見せ、江戸時代には奥州諸藩の大名が江戸への参勤交代の折に日光に参詣し、この街道を利用したため大変賑わった。玉生は「奥の細道」にも登場する松尾芭蕉ゆかりの宿場でもある。

本町は歴史的に日光北街道の要所であったように、現在も東西に国道461号、南北に主要地方道藤原宇都宮線が交差する交通の要所となっている。

しかしながら、隣接に日光・鬼怒川・塩原・那須といった大きな観光地があることから、単なる「通過するだけの町」になっているのが現状である。

今後はこのような現状を鑑み、人が集える場所、いわゆる「滞留環境」をどのように整備していくかがまちづくりのポイントである。

町の総人口は平成27年10月1日現在、11,495人(男5,619人、女5,876人)で、世帯数は3,696世帯となっている。

## (2) 過疎の状況

本町では、昭和35年には17,665人であった総人口が昭和50年には14,751人まで急激に減少し、その後は平成7年にかけて概ね横ばいで推移したものの、その後再び人口減少傾向が続き、平成27年現在で11,495人となっており、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、現状のまま推移すると、2060年には4,730人にまで人口が減少するとされている。

自然増減について、平成7年時点では出生数と死亡数が同数であったが、それ以降、年々出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあり、自然減の幅が拡大している。

社会増減について、平成7年時点では転出数より転入数の方が多く社会増となっていたが、その後は平成14年を除いて転出数が多く、転入数の減少傾向が大きい状況にあり、年々社会減の幅が拡大している。

農業を基幹産業として、かつては水稻や野菜類を中心に盛んであったが、外国からの輸入品の増加に対応するため経営効率の向上への大規模化も進み、さらに高齢化による後継者不足も重なり、一方で価格の低迷から雇用が多い都市部への人口流出が進んでいる。

昭和50年には塩谷工業団地の分譲を開始して誘致企業の受入を図ることにより団地内に5社及び周辺に7社の中小企業の誘致を実現しているが、人口減少の抑制を図るための町内での雇用には十分な数とは言い難い状況である。

国勢調査で平成2年に14,898人であった人口は、平成27年には11,495人と22.8%の減少という深刻なものとなり、そうした大きな人口減少と財政力指数での要件から、平成29年4月に過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受けている。

今後は人口減少に歯止めをかけるため、本町の地方版総合戦略である塩谷町まち・ひと・しごと総合戦略と合わせて、その対策を取り組んでいくとともに、人口減少を抑制するために、安心

安全・教育文化・社会福祉の向上・地域の中小事業者の支援・農業後継者と新規就農への支援等、子育て世代から高齢者世代までの幅広い層の方々が共存して楽しく暮らしていくための各種まちづくり施策を推進することにより、過疎問題の打開と地域の自立・協働を推進することが必要となる。

### (3) 社会経済的発展の方向と概要

本町は、かつては船生地内の鉱山採掘で賑わいを見せ、農林業を基幹産業に発展してきたが、外国からの輸入品の増加による価格低迷や後継者不足、さらに青年層が職を求めて東京圏へ流出することで人口は減少傾向にあり、その後、塩谷工業団地の整備等での企業誘致による雇用の創出、町営住宅各団地の造成による住環境整備により一度は増加に転じたものの、その後は再び減少傾向となり、その加速度は増している。

現在、第5次塩谷町振興計画の実施期間中であり、本町の目指すべき将来像を「豊かな自然に生まれ 人と人がつながり 安全安心に暮らせる塩谷町」として、以下の方向性で町づくりを進めている。

#### ① 農林業の振興への方向性

##### 1) 農業の振興

農業者がいきいきと働くことができる農業経営を目指して、特産品の創出や地産地消の推進及び農業で安定した収入を得られるよう、関係機関、団体等と連携のもと農業生産基盤の充実を図るとしている。将来の農業を支える農家・組織等への支援、農業者の経営基盤強化を図るため経営合理化への支援、農業青少年の確保・育成や女性組織等の多様な組織を育成支援する。

また、有休農地の拡大防止、土地改良施設等の維持保全施策の実施、地域の自然環境を保全する農業生産基盤の充実、野生鳥獣による農産物等への被害軽減のための総合的な対策の実施を進めていく。

##### 2) 畜産の振興

公共放牧場を利用した低コスト・省力化生産を推進、防疫体制の強化・大規模経営への育成・経営指導等の支援、生産履歴等を通しての安全・安心な地元製品の提供を進めていく。

##### 3) 流通促進と特産品の創出

地産地消として町内での地域農産物の消費拡大・農産物直売所を利活用した農産物の流通促進、6次産業化のための調査研究への支援、地域性を活かした特産品づくりを支援していく。

##### 4) 林業経営の充実

森林所有者への補助制度等の積極的な活用推進及び林業経営団体との連携を深めることによる林業経営の支援を行う。また、林業体験や木工教室による子どもたちの林業への関心向上と次代の担い手育成を図る。さらに、木材需要定住化促進事業において町内定住を目的とした住宅建築の際の地元生産材を提供することで木材需要の拡大を進めていく。

##### 5) 森林整備の促進

民有林の情報収集を実施し、森林機能の保持に必要な間伐を行うための森林整備計画（経営計画）の策定及び振興管理を行う。また、元気な森づくり県民税事業等を活用し、下刈りや不要木の除去等の森林整備を実施する。さらに、CO<sub>2</sub>削減・森林環境整備を目的とした木質バイオマスの有効利用事業の検討に加え、町有林の適切な管理育成を進めていく。

#### ② 商工業の活性化への方向性

##### 1) 雇用創出の推進

雇用の確保と就業者の定住化促進を図るための工業団地や町内遊休地等への企業の誘致、尚仁沢湧水を活用する企業の誘致を進めていく。

## 2) 商工業活性化の充実

町企業立地連絡協議会を核とした町内の立地企業各社間での情報交換や親睦の推進、商店の活性化や事業所の発展のための商工会や商工会主催事業への支援、町民の地元消費が増大する施策への支援、尚仁沢湧水を利活用した新たな事業展開への支援を進めていく。

## 3) 商工業経営の確立

経営の安定化、活性化を図るための中小企業への融資支援・経営診断及び相談等の支援を進めていく。

# ③ 観光活性化への方向性

## 1) 地域資源を活かした観光の振興

尚仁沢湧水を始めとした観光資源を一体化させた「名水の郷しおや」のPRを行う。また、道の駅「湧水の郷しおや」の情報発信及び食・イベントの充実による誘客の促進、しおやの自然・農業資源などを活用した体験型農業の拠点整備、佐貫観音（石仏）周辺の整備による道の駅からの周遊促進、自然休養村センターと体験滞在型施設である星ふる学校「くまの木」の利用促進への施設間の連携の強化、宿泊により町の食や文化にふれる機会を増加させるための町内の宿泊可能施設のPRの積極的な実施、観光資源を活用した観光客を呼び込むための観光協会の支援、観光資源の再確認や掘り起しを行うことによる1日を通して過ごせる観光ルートマップの作成、公共施設や観光施設の案内看板の見やすさの向上・統一を進めていく。

## 2) 交流人口増に向けたPRの促進

来町者の増加を図るための各種交流イベントを開催、観光PRの手法を学ぶための視察研修実施や技能講習への参加を進めていく。

# ④ 生活基盤整備への方向性

## 1) 町営住宅の整備

低所得者・住宅確保困難者向けの町営住宅を運営し、必要に応じた改修・改築、老朽化が進んだ町営住宅大宮団地の建て替えの実施、その他の町営住宅の長寿命化計画を踏まえた建て替え等の検討を進めていく。

## 2) 住環境の充実

良好な住環境での定住化を促進するため、新築・増築の際の融資斡旋、一般住宅の耐震診断等が利用できる体制整備、事業所からの騒音・振動・悪臭等の公害発生防止への必要に応じた公害防止協定の締結、休廃止鉱山や陸砂利採取跡地等の巡回監視による公害発生の未然防止、公共用水の環境保全のための現行の合併処理浄化槽設置費補助金に町独自の補助金を上乗せしての交付の継続を進めていく。

## 3) 快適な道路の整備

道路の利便性と安全性の向上、交通事故を減少させるための町道の改良事業等や国・県道の更なる整備に向けた要望活動、安全に車両等が通行できる町道の維持管理を進めていく。

## 4) 交通網の整備

交通の利便性及び生活福祉の向上に必要不可欠である町内を運行する路線バスの維持、高齢者・子ども達といった交通弱者のための交通手段確保の町全体の新たな公共交通システムの構築を進めていく。

## 5) 安全で安定した水の供給

飲料水や防火用水及び農作物への灌漑用水として生活に欠かすことのできない水源の適正管理の促進、ダム周辺環境を保つための公園やトイレ等の管理、ライフラインである水道を給水する町内の水源施設の定期的な点検による異常時の早期対応、漏水事故減少に向けた水道施設や配水管の改良を進めていく。

これらを基本理念として、行政・各種団体・地域住民が一体となり、地域振興への施策を確実に実行していくとともに、今回、過疎地域に指定されたことにより、一層の人口減少対策の抑制への施策を進めていくことになる。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口の推移

本町の人口は昭和35年の国勢調査では17,665人であったが、昭和40年の町制施行の年には16,383人に減少し、昭和60年には15,148人にまで減少した。

さらに、平成2年に14,898人であったものが、平成27年には11,495人で、25年間に3,403人、22.8%減少した。

かつては町内船生地内の鉾山により栄え、その後は農業を基幹産業として水稻や野菜類の作付けが盛んであったが、外国からの輸入品の増加による価格の低迷も進み、さらに高度経済成長に伴う若年労働人口の首都圏への流出による減少が加速しており、昭和25年から昭和45年の20年間で20,011人から15,155人と4,856人(24.3%)減少した。その後、昭和49年に塩谷工業団地を整備して誘致企業の受入を図ることで雇用の場を創出し、さらに昭和50年から昭和52年にかけて町営住宅金枝団地、船生団地、大宮団地の完成により住環境の整備を果たして人口は一度増加に転じて横ばい傾向に改善し、昭和50年の14,751人から昭和60年には15,148人と10年間で397人(2.7%)増加した。しかし、塩谷工業団地内分譲の完了及び町営団地への入居が満たされ、その効果は一定以上求められなくなったことにより、平成時代に入ってから再び減少傾向となり、平成2年の14,898人から平成27年には11,495人と25年間で3,403人(22.8%)減少している。

現在、地方部では出生数の減少と高齢化から、若年層の減少と高齢者の増加が全国的に進んでいるが、本町を見ても15才から29才の若年労働人口の減少が著しい状況であり、国勢調査でも平成2年の2,484人から平成27年には1,430人と、25年間で1,054人(42.4%)減少し、それとは対照的に65才以上の高齢者人口を見ると平成2年の2,491人から平成27年には3,791人と、25年間で1,300人(52.2%)増加している。



表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

| 区分                | 昭和35年  |     | 昭和40年  |       | 昭和45年  |       | 昭和50年  |       | 昭和55年  |       |
|-------------------|--------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                   | 実数     | 増減率 | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   |
| 総数                | 17,665 |     | 16,383 | △7.3  | 15,155 | △7.5  | 14,751 | △2.7  | 14,930 | 1.2   |
| 0才~14才            | 6,406  |     | 4,969  | △22.4 | 3,638  | △26.8 | 3,222  | △11.4 | 3,204  | △0.6  |
| 15才~64才           | 10,108 |     | 10,121 | 0.1   | 10,092 | △0.3  | 9,974  | △1.2  | 9,914  | △0.6  |
| └─ 15才~<br>29才(a) | 3,507  |     | 3,402  | △3.0  | 3,476  | 2.2   | 3,362  | △3.3  | 2,995  | △10.9 |
| 65才以上<br>(b)      | 1,151  |     | 1,293  | 12.3  | 1,425  | 10.2  | 1,555  | 9.1   | 1,812  | 16.5  |
| (a)/総数<br>若年者比率   | 19.9   |     | 20.8   | —     | 22.9   | —     | 22.8   | —     | 20.1   | —     |
| (b)/総数<br>高齢者比率   | 6.5    |     | 7.9    | —     | 9.4    | —     | 10.5   | —     | 12.1   | —     |

| 区分                | 昭和60年  |       | 平成2年   |      | 平成7年   |       | 平成12年  |       | 平成17年  |       |
|-------------------|--------|-------|--------|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率  | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数     | 増減率   |
| 総数                | 15,148 | 1.5   | 14,898 | △1.7 | 14,729 | △1.1  | 14,171 | △3.8  | 13,462 | △5.0  |
| 0才~14才            | 3,260  | 1.7   | 2,974  | △8.8 | 2,569  | △13.6 | 2,127  | △17.2 | 1,689  | △20.6 |
| 15才~64才           | 9,841  | △0.7  | 9,433  | △4.1 | 9,214  | △2.3  | 8,832  | △4.1  | 8,358  | △5.4  |
| └─ 15才~<br>29才(a) | 2,561  | △14.5 | 2,484  | △3.0 | 2,531  | 1.9   | 2,414  | △4.6  | 2,192  | △9.2  |
| 65才以上<br>(b)      | 2,047  | 13.0  | 2,491  | 21.7 | 2,946  | 18.3  | 3,211  | 9.0   | 3,415  | 6.4   |
| (a)/総数<br>若年者比率   | 16.9   | —     | 16.7   | —    | 17.2   | —     | 17.0   | —     | 16.3   | —     |
| (b)/総数<br>高齢者比率   | 13.5   | —     | 16.7   | —    | 20.0   | —     | 22.7   | —     | 25.4   | —     |

| 区 分             | 平成 22 年   |       | 平成 27 年   |       |
|-----------------|-----------|-------|-----------|-------|
|                 | 実 数       | 増減率   | 実 数       | 増減率   |
|                 | 人         | %     | 人         | %     |
| 総 数             | 12,560    | △6.7  | 11,495    | △8.5  |
| 0才~14才          | 1,437     | △14.9 | 1,177     | △18.1 |
| 15才~64才         | 7,634     | △8.7  | 6,522     | △14.6 |
| 15才~<br>29才(a)  | 1,757     | △19.8 | 1,430     | △18.6 |
| 65才以上<br>(b)    | 3,489     | 2.2   | 3,791     | 8.7   |
| (a)/総数<br>若年者比率 | %<br>14.0 | —     | %<br>12.4 | —     |
| (b)/総数<br>高齢者比率 | %<br>27.8 | —     | %<br>33.0 | —     |

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

| 区 分              | 平成 12 年 3 月 31 日 |           | 平成 17 年 3 月 31 日 |           |           | 平成 22 年 3 月 31 日 |           |           |
|------------------|------------------|-----------|------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|
|                  | 実数               | 構成比       | 実数               | 構成比       | 増減率       | 実数               | 構成比       | 増減率       |
| 総 数<br>(外国人住民除く) | 人<br>14,617      | —         | 人<br>14,091      | —         | %<br>△3.6 | 人<br>13,217      | —         | %<br>△6.2 |
| 男<br>(外国人住民除く)   | 7,123            | %<br>48.7 | 6,872            | %<br>48.8 | %<br>△3.5 | 6,532            | %<br>49.4 | %<br>△4.9 |
| 女<br>(外国人住民除く)   | 7,494            | %<br>51.4 | 7,219            | %<br>51.2 | %<br>△3.7 | 6,685            | %<br>50.6 | %<br>△7.4 |
| 参 考              | 男 (外国人住民)        | 3         | —                | 33        | —         | —                | 7         | —         |
|                  | 女 (外国人住民)        | 9         | —                | 69        | —         | —                | 54        | —         |

| 区 分              | 平成 26 年 3 月 31 日 |           |           | 平成 27 年 3 月 31 日 |           |           | 平成 28 年 3 月 31 日 |           |           |
|------------------|------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|
|                  | 実数               | 構成比       | 増減率       | 実数               | 構成比       | 増減率       | 実数               | 構成比       | 増減率       |
| 総 数<br>(外国人住民除く) | 人<br>12,308      | —         | %<br>△6.9 | 人<br>12,138      | —         | %<br>△1.4 | 人<br>11,900      | —         | %<br>△2.0 |
| 男<br>(外国人住民除く)   | 6,079            | %<br>49.4 | %<br>△6.9 | 5,983            | %<br>49.3 | %<br>△1.6 | 5,893            | %<br>49.5 | %<br>△1.5 |
| 女<br>(外国人住民除く)   | 6,229            | %<br>50.6 | %<br>△6.8 | 6,155            | %<br>50.7 | %<br>△1.2 | 6,007            | %<br>50.5 | %<br>△2.4 |
| 参<br>考           | 男 (外国人住民)        | 8         | —         | 13               | —         | 7         | —                | —         | —         |
|                  | 女 (外国人住民)        | 56        | —         | 64               | —         | 54        | —                | —         | —         |

| 区 分              | 平成 29 年 3 月 31 日 |           |           |
|------------------|------------------|-----------|-----------|
|                  | 実数               | 構成比       | 増減率       |
| 総 数<br>(外国人住民除く) | 人<br>11,649      | —         | %<br>△2.1 |
| 男<br>(外国人住民除く)   | 5,781            | %<br>49.6 | %<br>△1.9 |
| 女<br>(外国人住民除く)   | 5,868            | %<br>50.3 | %<br>△2.3 |
| 参<br>考           | 男 (外国人住民)        | 9         | —         |
|                  | 女 (外国人住民)        | 56        | —         |

## (2) 産業の動向

本町の就業人口は、昭和35年は8,503人であったが昭和50年には7,529人となり、15年間に974人(11.5%)の減少となっている。その後は横ばい傾向であったが、平成7年頃から人口減少に呼応して減少の一途をたどっている。町内での雇用の場が少なく、若者層を中心に都市部に就労の場を求めて流出(転出)しているのが大きな減少要因となっており、そうしたことで、中高年齢層が高い比率を占めることにも繋がっていることから、加速度的に高齢化

が進んでいる。

産業別では、第1次産業が昭和35年は5,428人と全体の63.8%を占めていたが、昭和45年には48.3%、平成2年は20.1%、平成17年には15.1%、平成27年は13.6%となっており、急激に他の産業へ移行している。しかしながら、栃木県平均値の5.5%に比較すれば高い数値であり、農林業への依存が大きいことがわかる。

第2次産業の就業者数は、昭和60年には3,062人で、全体の37.9%を占めており、栃木県平均の39.1%とほぼ変わりはない。しかし、平成17年を見ると2,486人で18.8%減少し、昭和60年をピークに減少に転じている。

第3次産業の就業者数は、平成7年に3,414人と全体の44.0%で、平成2年の3,244人と比べると5.2%の伸びを見せた。しかし、栃木県平均の59.5%より15.5ポイント低い状況となっている。

表1-1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区 分           | 昭和35年 |     | 昭和40年 |       | 昭和45年 |      | 昭和50年 |       | 昭和55年 |       |
|---------------|-------|-----|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
|               | 実数    | 増減率 | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率  | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   |
| 総数            | 8,503 |     | 7,725 | △9.1  | 8,182 | 5.9  | 7,529 | △8.0  | 8,023 | 6.6   |
| 第一次産業<br>就業人口 | 5,428 |     | 4,268 | △21.4 | 3,951 | △7.4 | 2,893 | △26.8 | 2,523 | △12.8 |
| 比率            | 63.8  |     | 55.3  | -     | 48.3  | -    | 38.4  | -     | 31.4  | -     |
| 第二次産業<br>就業人口 | 1,393 |     | 1,695 | 21.7  | 2,073 | 22.3 | 2,252 | 8.6   | 2,621 | 16.4  |
| 比率            | 16.4  |     | 21.9  | -     | 25.3  | -    | 29.9  | -     | 32.7  | -     |
| 第三次産業<br>就業人口 | 1,679 |     | 1,760 | 4.8   | 2,155 | 22.4 | 2,376 | 10.3  | 2,878 | 21.1  |
| 比率            | 19.7  |     | 22.8  | -     | 26.4  | -    | 31.6  | -     | 35.9  | -     |
| 分類不能          | 3     |     | 2     | -     | 3     | -    | 8     | -     | 1     | -     |
| 比率            | 0.0   |     | 0.0   | -     | 0.0   | -    | 0.1   | -     | 0.0   | -     |

| 区 分           | 昭和60年 |       | 平成2年  |       | 平成7年  |       | 平成12年 |       | 平成17年 |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   | 実数    | 増減率   |
| 総数            | 8,071 | 0.6   | 7,856 | △2.7  | 7,757 | △1.3  | 7,386 | △4.8  | 7,102 | △3.8  |
| 第一次産業<br>就業人口 | 2,051 | △18.7 | 1,579 | △23.0 | 1,335 | △15.5 | 1,104 | △17.3 | 1,070 | △3.1  |
| 比率            | 25.4  | -     | 20.1  | -     | 17.2  | -     | 14.9  | -     | 15.1  | -     |
| 第二次産業<br>就業人口 | 3,062 | 16.8  | 3,032 | △1.0  | 3,003 | △1.0  | 2,775 | △7.6  | 2,486 | △10.4 |
| 比率            | 37.9  | -     | 38.6  | -     | 38.7  | -     | 37.6  | -     | 35.0  | -     |
| 第三次産業<br>就業人口 | 2,954 | 2.6   | 3,244 | 9.8   | 3,414 | 5.2   | 3,494 | 2.3   | 3,518 | 0.7   |
| 比率            | 36.6  | -     | 41.3  | -     | 44.0  | -     | 47.3  | -     | 49.5  | -     |
| 分類不能          | 4     | -     | 1     | -     | 5     | -     | 13    | -     | 28    | -     |
| 比率            | 0.1   | -     | 0.0   | -     | 0.1   | -     | 0.2   | -     | 0.4   | -     |

| 区 分           | 平成 22 年    |           | 平成 27 年    |           |
|---------------|------------|-----------|------------|-----------|
|               | 実 数        | 増減率       | 実 数        | 増減率       |
| 総 数           | 人<br>6,449 | %<br>△9.2 | 人<br>6,041 | %<br>△6.3 |
| 第一次産業<br>就業人口 | 915        | △14.5     | 824        | △9.9      |
| 比 率           | 14.2       | —         | 13.6       | —         |
| 第二次産業<br>就業人口 | 2,186      | △12.1     | 1,919      | △12.2     |
| 比 率           | 33.9       | —         | 31.8       | —         |
| 第三次産業<br>就業人口 | 3,288      | △6.5      | 3,191      | △3.0      |
| 比 率           | 51.0       | —         | 52.8       | —         |
| 分類不能          | 60         | —         | 107        | —         |
| 比 率           | 0.9        | —         | 1.8        | —         |

### 3 行財政の状況

#### (1) 行政の状況

少しさかのぼるが、平成の大合併が進む中で本町は近隣市町との協議が破綻した折、国により平成16年12月から平成17年3月に示された「今後の行財政改革の方針」及び「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、「塩谷町行政改革大綱」及び「塩谷町自律計画」を策定し、行財政運営の健全化を進めてきたところである。

改革の要点としては、①事務・事業の再編・整理・廃止・統合、②民間委託等の推進、③定員管理の適正化、④手当の総点検をはじめとする給与の適正化、⑤経費節減等の財政効果となっており、計画期間を平成17年度から平成21年度までとし、平成22年度当初（4月1日時点）の目標を明確にすることで計画の実効性を的確に進めるものとした。

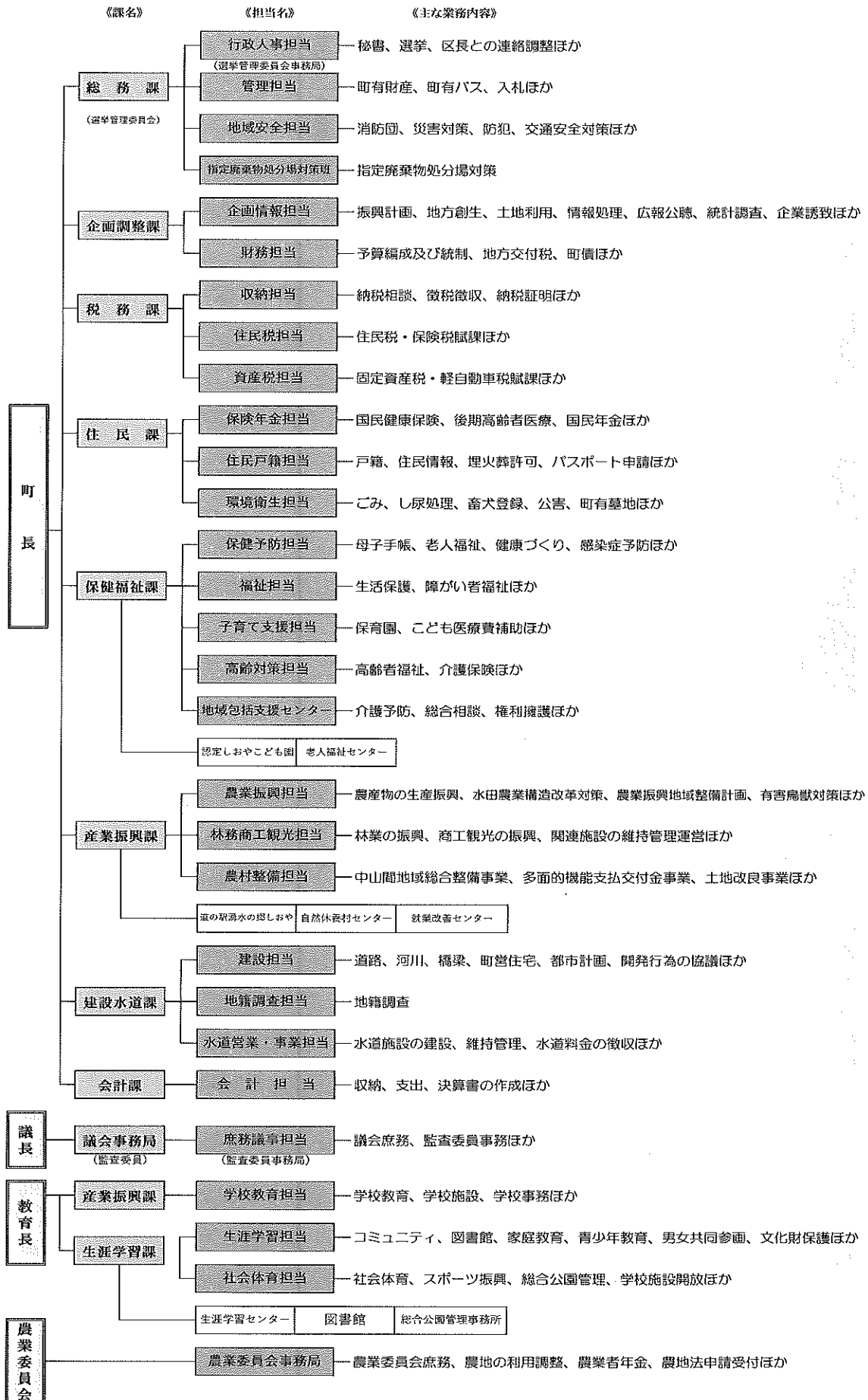
その結果、平成の初めから平成16年頃までの学校施設・観光交流施設等の整備で積み重ねられた町債残高に関して平成16年度に約76億円あったものを平成22年度末には約60億円と16億円削減し、役場支所の廃止・学校給食センター業務の民営化・ごみ収集業務の民営化によるコスト削減、さらに定員管理の面では平成16年度には170名であったものを平成22年4月には134名と36名削減した。

さらに第2期として平成23年度から平成27年度までの5年を計画期間として進め、その中で町債残高は平成28年度末で約41億円とピーク時から約35億円削減し、幼保一元化として保育園機能と幼稚園機能を兼ね備えた認定こども園の設置と2保育園の民間委託を進め、定員管理の面では平成28年4月には127名と7名削減したところである。

平成29年4月1日現在の行政機構は次のとおりとなっており、条例定数130名に対して125名となっている。

今後もこの水準を悪化させることなく堅持していく。

# 塩谷町行政機構図



## (2) 財政の状況

平成28年度一般会計歳入決算額は54億1,477万円で、主な内訳を見ると町税が14億3,437万円で26.5%、地方交付税が19億1,025万円で35.3%、国庫支出金が4億4,747万円で8.3%、県支出金が3億8,153万円で7.0%、地方債が2億2,452万円で4.1%であった。自主財源は21億3,703万円で総額の39.4%となっており、地方交付税・国庫支出金・県支出金・地方債等の依存財源で賄われているところが大きい。

地方債は現在、償還額の8割程度の借入れにより抑制しているが、今後、過疎対策事業債の有効活用を進めていく。

歳出決算額は51億2,778万円で、主な内訳を見ると総務費が10億5,274万円で20.5%、民生費が14億3,800万円で28.0%、教育費が6億816万円で11.9%、公債費が5億4,498万円で10.6%となっている。

平成28年度末の地方債発行残高は41億103万円、平成28年度の財政力指数は0.455となっている。

表1-2(1) 市町村財政の状況

| 区 分            | 平成12年度    | 平成17年度    | 平成22年度    | 平成25年度    | 平成28年度    |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A         | 6,495,920 | 4,904,255 | 5,807,399 | 5,725,726 | 5,414,767 |
| 一般財源           | 4,208,769 | 3,579,118 | 3,806,253 | 4,030,205 | 3,912,526 |
| 国庫支出金          | 518,375   | 221,162   | 1,019,312 | 759,828   | 447,466   |
| 県支出金           | 426,338   | 231,778   | 344,746   | 285,899   | 381,530   |
| 地方債            | 886,400   | 431,900   | 270,000   | 300,000   | 224,525   |
| うち過疎債          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| その他            | 456,038   | 440,297   | 367,088   | 349,794   | 448,720   |
| 歳出総額 B         | 6,214,689 | 4,763,176 | 5,492,958 | 5,490,597 | 5,127,776 |
| 義務的経費          | 2,343,572 | 2,488,490 | 2,230,939 | 2,127,381 | 2,204,048 |
| 投資的経費          | 2,038,391 | 574,468   | 1,142,862 | 1,292,414 | 453,450   |
| うち普通建設事業費      | 2,038,391 | 574,468   | 1,142,862 | 1,262,935 | 407,034   |
| その他            | 1,832,726 | 1,700,218 | 2,119,157 | 2,070,802 | 2,470,278 |
| 過疎対策事業費        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 281,231   | 141,079   | 314,441   | 235,129   | 286,991   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 5,253     | 0         | 38,079    | 51,483    | 65,651    |
| 実質収支 C-D       | 275,978   | 141,079   | 276,362   | 183,646   | 221,340   |
| 財 政 力 指 数      | 0.44      | 0.49      | 0.47      | 0.44      | 0.45      |
| 公 債 費 負 担 比 率  | 13.0      | 15.4      | 10.7      | 9.1       | 7.4       |
| 実 質 公 債 費 比 率  | —         | 14.1      | 11.6      | 8.6       | 5.6       |
| 起 債 制 限 比 率    | 10.4      | 11.7      | 8.9       | 6.4       | 5.3       |
| 経 常 収 支 比 率    | 83.2      | 87.4      | 78.1      | 79.2      | 81.8      |
| 将 来 負 担 比 率    | —         | —         | —         | —         | —         |
| 地 方 債 現 在 高    | 6,091,664 | 7,427,665 | 5,962,980 | 4,837,532 | 4,101,030 |

### (3) 公共施設の整備状況

平成28年度末の主な公共施設の整備状況を見ると、町道延長約257kmのうち改良率が75.2%、舗装率が80.3%となっており、山間部に集落が点在する本町において、道路は生活の用途に不可欠なものであり、今後、新設や既存の更新等について、計画的な整備が必要となっている。

水道普及率は84.8%となっており、田所上区・中区、金枝区の一部、泉区、高原地区が未普及地区となっている。今後も、「安心して飲める水」・「いつでも安定して飲める水」・「安価な料金で供給される水」を将来にわたって提供していくため、浄水場・水源の維持管理、老朽化更新や新規拡張等の配水管整備が必要となる。

水洗化率は65.6%と低い状況にあるため、合併処理浄化槽の設置を補助制度の活用も啓発しつつ普及促進を図り、生活排水対策を推進する必要がある。

病院等の病床数は19床と少ない現状であり、近隣市町に所在する国際医療福祉大学塩谷病院・黒須病院・獨協医科大学日光医療センター等の中核病院と連携しながら病床数維持に努めていかなければならない。



表 1-2 (2) 主要公共施設の整備状況

| 区 分                      | 昭和<br>45 年度末 | 昭和<br>55 年度末 | 平成<br>2 年度末 | 平成<br>12 年度末 | 平成<br>22 年度末 | 平成<br>25 年度末 | 平成<br>28 年度末 |
|--------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 町道<br>改良率(%)             | —            | —            | 53.8        | 65.2         | 74.2         | 74.2         | 75.0         |
| 舗装率(%)                   | —            | —            | 64.9        | 75.5         | 79.8         | 79.8         | 80.3         |
| 農道<br>延長(m)              | —            | —            | 320         | 19,405       | 21,267       | 22,052       | 22,052       |
| 耕地 1ha 当たり<br>農道延長(m)    | —            | —            | 0.117       | 7.082        | —            | —            | —            |
| 林道<br>延長(m)              | —            | 34,853       | 71,687      | 72,243       | 75,660       | 75,660       | 75,660       |
| 林野 1ha 当たり<br>林道延長(m)    | —            | 3.18         | 6.80        | 6.97         | 7.50         | 7.65         | 7.70         |
| 水道普及率 (%)                | —            | 66.7         | 75.2        | 88.2         | 84.7         | 84.8         | 84.8         |
| 水洗化率 (%)                 | —            | —            | —           | —            | 66.7         | 65.4         | 65.6         |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数(床) | 2.507        | 2.545        | 2.551       | 2.682        | 1.513        | 1.536        | 1.622        |

## 4 地域の自立促進の基本方針

### (1) 自立促進の基本方針

この計画では、第5次塩谷町振興計画にもある本町の目指すべき将来像である「豊かな自然に育まれ 人と人がつながり 安全安心に暮らせる塩谷町」を基本理念に、過疎問題の打開を図っていくものであり、平成29年度から32年度までの過疎地域自立促進基本方針を次のとおりと定める。

- ① 農林業の生産基盤の整備による経営の効率化及び担い手の育成・確保の推進
- ② 地域特産品の開発とそのブランド化による地場産業の振興
- ③ 企業誘致等及び新たなしごとの創出による就業機会の創出
- ④ 地域資源や道の駅等の観光資源を活用した観光の振興とネットワーク化
- ⑤ 道路網の整備及び交通弱者のための身近な生活交通の確保
- ⑥ 公営住宅、空き家対策等の住環境整備、上水道施設、消防防災対策等の生活環境基盤整備
- ⑦ 少子高齢化社会に対応した児童福祉施設、高齢者福祉施設等の整備促進
- ⑧ 地域医療の確保及び健康増進、疾病予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健医療提供体制の整備促進
- ⑨ 生涯学習環境の充実
- ⑩ 学校教育施設の充実と子育て支援施設の整備
- ⑪ 人と自然が共生する環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- ⑫ 地域コミュニティの形成

## 5 計画期間

この塩谷町過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条の規定に基づき、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

## Ⅱ 産業の振興

### 1 現状と問題点

#### (1) 農業

本町の面積は176.06km<sup>2</sup>であるが、農地面積は26.94km<sup>2</sup>と全体の15%程度となっている。

気候を見ると、最高気温35℃前後、最低気温零下5℃前後と、寒暖の差が著しい内陸性の気候で、降水量は年間1,700mm程度と比較的多く、地理的には、町の南側に鬼怒川、東側に荒川といった2つの河川に挟まれた所にある。

その恵まれた水環境と肥沃である土地という基礎的要素を利用し、水稻を基幹産業として発展し、近年では大都市東京まで120km圏内であるという地理的要件から菊・トマト・梨等の施設園芸や畜産等の首都圏農業が盛んに営まれている。

しかし、外国からの輸入品の増加に対抗するため経営効率向上のための大規模化、さらに少子高齢化による後継者不足も重なり、一方で価格の低迷から、農地の流動化の進展、青年層は雇用が多い都市部への人口流出等により農家数が減少している。

また、施設園芸等では、農業資材単価が高騰している中、施設の更新時期が到来しており、農業経営に影響を与え、営農活動に支障をきたしている。

農家戸数は、平成2年では1,754人であったものが平成27年には758人と25年間で996人減少している。

表2-1 (1) 専業・兼業別農家戸数の推移

|       | 農家数   | 専業農家 | 第1種兼業農家 | 第2種兼業農家 |
|-------|-------|------|---------|---------|
| 昭和60年 | 1,860 | 173  | 342     | 1,345   |
| 平成2年  | 1,754 | 159  | 183     | 1,412   |
| 平成7年  | 1,557 | 148  | 182     | 1,227   |
| 平成12年 | 1,244 | 116  | 149     | 979     |
| 平成17年 | 1,102 | 141  | 182     | 779     |
| 平成22年 | 906   | 148  | 117     | 641     |
| 平成27年 | 758   | 180  | 72      | 506     |

(農林業センサス)

#### (2) 林業

本町の面積は176.06km<sup>2</sup>であるが、約60%を山林原野が占めており、森林面積は11.0km<sup>2</sup>と全体の約60%を占めている。

そうした広大な林野を活かして、昔から良質な木材生産が盛んであったが、近年は輸入材の増加等によりその経営形態も変わりつつあり、林業単独で生計を立てることは困難になっている。

さらにクマやシカ、近年ではイノシシといった有害獣による食害もあり、経営意欲の衰退を招く一因にもなっている。

#### (3) 観光

昭和60年に東荒川ダムの北東、尚仁沢に湧出する水が名水として環境庁(現環境省)の指定(全国名水百選)を受けて名声を集め、その清らかな「尚仁沢湧水」を求めて多くの人を訪れて

いる。町の歴史と重なるが、山岳仏教が盛んであった奈良時代に、高原山中腹に法楽寺が建立され北関東一の大霊場となり、入山の際に身を清めることから仏教への「精進＝しょうじん」が「尚仁＝しょうじん」に変わったという言われもある。

そのほか、弘法大師一夜の作といわれている国指定史跡の佐貫石仏、とちぎの自然百選のかご岩、春の新緑・秋の紅葉と溪谷が絶景の大滝など自然が豊かであることを裏付ける観光資源が多くある。

そうした観光資源を活かした取り組みとして、平成12年度には東荒川ダム公園内に交流促進センター「尚仁沢はひとらんど」を、平成24年度には国道461号沿い船生地内の旧船生中学校跡地に「道の駅 湧水の郷しおや」をオープンし、情報の発信・地域製品の販売促進、季節折々の多彩なイベント等で集客を図っている。

表2-1(2) 観光利用者の推移

| 年次   | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入込客数 | 319,853 | 528,936 | 616,769 | 635,551 | 677,938 | 680,738 |
| 宿泊客数 | 8,296   | 9,845   | 10,502  | 6,525   | 7,223   | 10,761  |

(町産業振興課調 単位：人)

#### (4) 商業

旧村の宿内を中心に自然発生的な路線商店街が分布し、主なものとして菓子製造業・飲食業・食品等小売業・生鮮食品業・電気工事業等が営まれているが、近隣市町へのスーパーマーケット等の中規模店舗の進出、後継者問題から商店数は減少をたどっている。

#### (5) 工業

工業では、昭和50年に整備した塩谷工業団地を中心に、町全域に中規模な工場が多く分布しており、町民の貴重な就業の場となっている。

しかし、塩谷工業団地の分譲完了、さらに企業誘致の伸び悩みもあり、近年では町内で雇用数の向上が促進されておらず、町外への就労の一因となっている。

平成14年に船生地内に天頂工業団地を整備して分譲を開始し、2社の誘致を行っている。

## 2 その対策

### (1) 農業

農業生産基盤の強化と担い手育成、鳥獣害被害防止対策の推進、地産地消による地域農産物の消費拡大、第6次産業化の推進、特産品の創出への取り組みを進めていく。

### (2) 林業

担い手育成、鳥獣被害対策の推進、さらに経営効率の維持・向上させるための林道・作業道の新設・改良等の取り組みを進めていく。

### (3) 観光

隣接に日光・鬼怒川・塩原・那須といった大観光地があることから、単なる「通過するだけの町」

になっている現状であり、観光資源等を案内看板にて周知し、周遊させることで一層の集客を図る取り組みを進めていく。

#### (4) 商業

車社会が進む中で、消費者の流れにも変化が見られており、従来の商店街との均衡をとった発展、町外への流出を抑制して町内での購買を促進させるための取り組みを進めていく。

#### (5) 工業

天頂工業団地への誘致のほか、町内に展開する事業所・町企業立地連絡協議会の構成事業所と連携して業務への関わりのある事業所に対し積極的なPRによる誘致促進への取り組みを進めていく。

### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：産業の振興

| 事業名              | 事業内容             | 事業主体 | 備考 |
|------------------|------------------|------|----|
| (7) 観光又はレクリエーション | 公共施設及び観光案内看板設置事業 | 町    |    |
|                  | 星ふる学校くまの木改修事業    | 町    |    |
|                  | 上平ポケットパーク改修事業    | 町    |    |
|                  | 自然休養村センター改修事業    | 町    |    |
| (10) その他         | 農作物食害防止事業        | 町    |    |
|                  | 獣害防護施設設置         |      |    |
|                  | 道の駅への加工施設整備      | 町    |    |

### Ⅲ 交通通信体系の整備、情報化

#### 1 現状と問題点

##### (1) 道路・橋梁

東北自動車矢板ICから約5km、町中央を東西に走る国道461号と南北に走る主要地方道藤原宇都宮線が交差し、東に矢板市・大田原市、西に鬼怒川温泉・日光の観光地、南に宇都宮市、北に塩原温泉・那須温泉の観光地を控えている。

国道461号は日光市・矢板市へ連絡する路線として、主要地方道藤原宇都宮線は宇都宮市へ連絡する路線として重要な主幹路線となっている。

#### ア 国道461号

国道461号は、栃木県日光市と茨城県日立市を結ぶ広域幹線道路であり、緊急輸送路としても位置付けられ県北部地域の発展のため整備促進が重要となっている。

日光の世界文化遺産や鬼怒川温泉、観光・リゾート地である那須町や塩原温泉等へ繋がる道路としての位置づけもあり、本町を周遊する観光客や生活圏である日光市・矢板市への通勤通学・

購買等にも利用するため、交通量は増加傾向にある。

しかしながら、船生地内の大渡橋から船生バイパス西端までは幅員狭小箇所等があり、引き続き整備が求められている。

## イ 県道

主要地方道藤原宇都宮線は、県北中央部を縦断する幹線道路であり、日光市藤原の国道121号分岐を起点に国道461号・293号・119号に接続して、県都宇都宮市の中心部に至る重要な路線となっている。

国道461号から北部においては、全国名水百選「尚仁沢湧水」や周辺の観光地等へアクセスする重要な位置づけとなっているが、屈曲が多く幅員狭小箇所もあり、引き続き整備が求められている。

主要地方道今市氏家線は、日光市とさくら市を結ぶ幹線道路であり、小林橋付近から大宮小学校付近までは、通行不能区間があるため町道を通行しているが、幅員狭小で屈曲も多いため、早期整備が求められている。また、諸杉交差点より大久保地内までは歩道がなく幅員狭小で大型車等の通行時には、歩行者・自転車等の交通事故発生の危険性が高い状況にあるほか、スクールバス利用児童の通学路にもなっているため、早期整備が求められている。

主要地方道宇都宮船生高德線は、国道119号から塩谷町船生地内を經由し、鬼怒川、川治温泉方面へと通じる重要な幹線道路であり、佐貫観音橋の完成により、交通量は増加傾向にある。しかしながら、歩道が未整備の箇所や幅員狭小箇所等があり、引き続き整備が求められている。

一般県道大久保蒲須坂線は、さくら市蒲須坂から肘内・大久保地内を經由し、主要地方道今市氏家線へと繋がる道路であるが、幅員狭小のため車両の通行に支障を来しているほか、スクールバス利用児童の通学路にもなっているため、引き続き整備が求められている。

## ウ 町道

国道・主要地方道から枝葉的に延びる支線的な位置づけである町道は、特に国道等の主要部の連絡口付近や山あいには点在する集落間を結ぶ部分について優先的に整備を進めている。

町道は、住民生活に直結するものであり、自宅から国道等の主要道まで安心して移動できるよう計画的な整備が求められる。

また、老朽化が著しい箇所も多いことから、整備当時から現在までの自動車社会の拡大による車両の大型化・車両往來の増加といった現状も踏まえての改修も求められる。

そうした観点から、幅員狭小や屈曲部及び歩道等の整備が求められている。

表3-1 道路現況調

| 区 分     | 実延長      | 改良済延長    | 改良率     | 舗装済延長    | 舗装率     | 自動車交通<br>不能延長 | 自動車交通<br>不能率 |   |
|---------|----------|----------|---------|----------|---------|---------------|--------------|---|
| 一 般 国 道 | 11,980m  | 11,980m  | 100.0%  | 11,980m  | 100.0%  | —             | —            |   |
| 県道      | 主要地方道    | 44,185m  | 31,750m | 71.9%    | 35,419m | 80.2%         | 2.0km        | — |
|         | 一般県道     | 9,760m   | 6,417m  | 65.7%    | 9,760m  | 100.0%        | —            | — |
|         | 計        | 53,945m  | 38,167m | 70.8%    | 45,179m | 83.8%         | 2.0km        | — |
| 町 道     | 256,502m | 192,453m | 75.0%   | 205,851m | 80.3%   | 16.3km        | 6.4%         |   |
| 計       | 322,427m | 242,600m | 75.2%   | 263,010m | 81.6%   | 18.3km        | —            |   |

(建設水道課調)

## エ 農道

農業における耕作・維持管理・収穫、それにおける車両・機械類の往来において効率化のうえでも農道の整備は必要不可欠なものとなる。

しかし、町道等に直結する主要農道は舗装化等の整備が一定量進んでいるものの、農地間を結ぶ枝葉的なものは未だ砂利道等の悪状況の箇所が多い状況である。

近年、農業における機械の大規模化、農家数の減少による農地の集積・大規模化も進んでおり、一層の整備が必要である。

## オ 林道

町の面積の約6割を山林が占めており、以前から良質な木材を産出する林業を促進するため、間伐の促進や林道・作業道の整備といった森林整備を進めてきているが、不完全なところがある。

しかし、後継者問題も発生する中、林業経営を維持継続するための作業効率の向上・林業経営者の士気の高揚、林野災害時への対応といった目的で間伐、枝打ちといった森林管理作業の促進のために老朽化した林道・作業道の更新や新設改良が必要となっている。

### (2) 交通機関

本町は中山間地域にあり、面積の6割を占める山林・林野の間を縫うように集落が形成されているが、鉄道駅がなく、町内の一部では民間の委託運行バス及び民間の路線バスが運行しているものの、それらを連絡する交通機関がないことから、公共交通を利用できない町民も多く、特に交通弱者の移動が困難になっており、人口減少が進む要因の1つとなっている。

別の手段として、ワゴン輸送を無料で試験運用しているが、高齢者向けの週2回に限定させるものであり、依然として地域公共交通全体の利便性が低い状況である。

高校生の通学、子育て世代や高齢者等の買い物や通院といった目的の達成のため、交通弱者にとって地域公共交通は必要不可欠なものであるものの、町内に鉄道駅がなく路線バスも非常に限定されるといった交通利便性の低い現状は、町外への人口流出に直結する一因にもなっており、町としても解決を図る必要がある。

### (3) 通信機関

近年のデジタル化社会の推進により、パソコンや携帯電話・スマートフォン等の普及により、インターネット等での身近に情報を収集できるほか、SNS等による仲間とのやりとりが急速に拡大している。

町においても以前からのホームページによる情報発信や、平成25年度からパソコン・スマートフォン等端末を活用し、町の政策実現のための取り組みの参考とするための意見集約システム「町民全員会議」の展開を図っている。

ブロードバンド整備を見ても、平成22年度からの継続事業により光ファイバーケーブルの敷設工事を進めていることで通信速度が劇的に向上した。

地上デジタル放送の開始により、山間部等の電波受信の難視聴地域対策を平成21年度から実施し、受信センターでの受信電波を光ケーブルで難視聴地区に組織する各共聴組合を通じて送信して組合加入世帯での視聴を可能にしたところである。

地上デジタル放送受信及びブロードバンドネットワークの対応が可能となり、またテレビインターネット接続サービスが提供可能となった。

本町は、山林が多く電波の受信が思うように整わない地域も多く、未だ携帯電話の使用にも支

障を来たしている地域もあることから、引き続き受信アンテナの整備要望活動も展開していく必要がある。

## 2 その対策

### (1) 道路・橋梁

国道・県道においては、地域間の人の移動をはじめ、経済活動における物流の効率化など、引き続き安全で快適な道路整備が図られるよう、要望活動を進めていく。

町道においても、幹線道路や集落の連絡等の整備及び計画的な老朽化施設の更新や補修・修繕を図りつつ、緊急性を考慮しながら整備を進めていく。

### (2) 交通機関

交通利便性を向上させるため、交通機関利用者や町民へのアンケート等の結果も踏まえて平成29年3月に塩谷町地域公共交通網形成計画を策定している。

計画は、経費を現状同等で維持しつつ、路線バス・福祉ワゴン等を有効活用して利便性向上を図るよう、段階的な取組の道筋を描いたものであり、①基幹となる路線バスの維持・改善、②機能分担の適正化、③交通システムの最適化、のプロセスで普及度の低い路線バスの情報発信・負担軽減等による利用率向上、無料ではあるものの高齢者向けで利用回数制限のある福祉ワゴンを有料化することで利用者・回数の制限を緩和して町内限定での運行（町外には路線バスに乗り継ぎ）等を進めるものとなっており、段階的に取り組みを進めていく。

### (3) 通信機関

山林が多く電波の受信環境の悪さにより携帯電話・スマートフォン端末の使用にも支障を来している地域があることから、改善を図るため、引き続き受信アンテナの整備要望活動も展開していく。

ホームページについては、閲覧のしやすさ、さらに適時・的確な情報提供の向上により町の政策・地域活動への参画意識の高揚を図るとともに、町外からの集客促進・災害発生時の情報伝達にもより多く活用することで被害の抑制に努めていく。

町の政策への取り組みの参考とするための意見集約システム「町民全員会議」については、回答（意見集約）結果をできるだけ政策に活かしつつ結果を公表していくこと、さらに設問設計・提起から政策への取り組みに反映するサイクルを構築していくことで、町民の町の政策参画意識及び自然資源等の魅力あふれる町に対する思い入れの高揚を図り、回答数（参加者）を拡大していく。

地上デジタル放送の難視聴対策については、落雷等の不良時の速やかな復旧のため、施設備品の整備や復旧対応がしやすい体制の構築を目指していく。



### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：交通通信体系の整備、情報化

| 事業名                               | 事業内容              | 事業主体 | 備考              |
|-----------------------------------|-------------------|------|-----------------|
| (1) 市町村道<br>道 路                   | 町道整備事業（修繕）        | 町    | 町道芦場上沢線         |
|                                   | 〃                 | 町    | 町道長峰東古屋線        |
|                                   | 〃                 | 町    | 町道芦場大宮線         |
|                                   | 〃                 | 町    | 町道大久保上平線        |
|                                   | 〃                 | 町    | 町道田所飯岡線         |
|                                   | 〃                 | 町    | 町道東房線           |
|                                   | 橋梁整備事業（新設）        | 町    | 町道新谷山口線 山口上橋    |
|                                   | 〃（更新）             | 町    | 町道天頂船場線 土佐橋     |
|                                   | 〃（補修）             | 町    | 町道道谷原東原線 道谷原中原橋 |
|                                   | 〃（〃）              | 町    | 町道玉生梶橋線 梶橋2号線   |
|                                   | 〃（〃）              | 町    | 町道玉生梶橋線 役場前橋    |
|                                   | 〃（〃）              | 町    | 町道大久保原3号線 原3号橋  |
|                                   | 〃（〃）              | 町    | 町道玉生宿東線 宮橋      |
| (2) 農道                            | 農道整備事業            | 町    |                 |
| (3) 林道                            | 林道整備事業            |      |                 |
|                                   | （林道の更新）           | 町    |                 |
|                                   | （林道橋梁の改良）         | 町    |                 |
| (5) 電気通信施設等情<br>報化の施設<br>難視聴解消の施設 | 地上デジタル放送設備の<br>改修 | 町    |                 |
| その他の情報化施設                         | 通信施設整備事業          | 町    |                 |

## IV 生活環境の整備

### 1 現状と問題点

#### (1) 水道

昭和44年に水道事業を創設して以来、玉生水源、船生水源を中心に8水源で運営していたが、尚仁沢湧水を水道水として活用することで町のイメージアップを図り、水源の統合による運営の効率化等を目的に、平成16年度に鳥羽新田浄水場を整備した。

一方で、水道事業創設以来の施設である玉生水源、船生水源の施設設備及び配水管の老朽化が進み、機器の故障や漏水が増加傾向にあり、玉生水源、船生水源の施設設備の更新、水源の統廃合及び老朽化した配水管の布設替えが急務となっている。

また、人口減少等に伴う水道料金収入の低下や、田所上区・中区、金枝区の一部、泉区、高原区と

いった未普及地区からの水道整備要望もあることから、給水エリアの拡大の検討も求められている。

表 4-1 水道施設の状況

|       | 行政区域内人口<br>(A) 人 | 給水人口<br>(B) 人 | 年間総<br>給水量 <sup>m<sup>3</sup></sup> | 1人1日当たり<br>給水量(ℓ) | 普及率<br>(B) / (A) |
|-------|------------------|---------------|-------------------------------------|-------------------|------------------|
| 上水道事業 | 11,714           | 9,930         | 958,908                             | 265               | 84.80            |

(平成 29 年 4 月 1 日：建設水道課調)

### (2) 生活排水処理施設

集落が点在する状況もあり公共下水道、農業集落排水が導入されていない本町は、合併処理浄化槽の普及促進により水環境保全を図っているが、単独浄化槽及び汲み取りトイレ（簡易水洗含む）の世帯は生活排水を未処理のまま水路・河川に流している現状にある。

水環境保全と生活衛生の向上による快適な生活の確保のために、一層の合併処理浄化槽の設置を促進することが求められている。

### (3) 一般廃棄物・し尿処理

いずれも矢板市・さくら市・高根沢町・本町で構成される塩谷広域行政組合での運営による広域処理となっている。

し尿処理に関しては、平成 30・31 年度に塩谷広域行政組合での主要設備の改修が予定されており、一般廃棄物処理に関しては、現在、新たな移転先にて施設整備が進められている。

一般廃棄物に関しては、ごみの減量化とリサイクルの推進、収集の効率化のため、集積所であるごみステーションへの登録制、可燃ごみ収集での有料での指定袋制の導入、アルミ缶・古紙・ペットボトル等の資源ごみについては、可燃ごみ・不燃ごみからそれぞれ分離しての収集メニューとしている。こうしたことでごみ減量化・リサイクルへの分別意識の高揚を図っている。

しかし、本町は山間部が多いこともあり、以前から山あいの町道・林道沿いへの廃棄物の不法投棄が後を絶たない。

### (4) 消防施設

常備消防に関しては、矢板市・さくら市・高根沢町・本町で構成される塩谷広域行政組合での運営となっており、本町には塩谷消防署が所在する。

非常備消防として消防団が組織されており、定員 350 名・9 分団（20 部）、消防ポンプ自動車 11 台・小型動力ポンプ積載車 9 台・本部指令車 1 台、さらに車両等の資材置き場等を所有している。消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車等の設備は更新計画を策定して年次更新している。近年、仕事の勤務体系や生活スタイルの多様化も背景に、団員確保が困難な状況であり、新入団員の減少による団員の高齢化や欠員を招いており、定数 350 名に対して実員 339 名となっている。平成 29 年度には女性消防団員を組織し、全団員中 11 名となっており、組織災害時の情報収集や本部からの指示・伝達等の役務を担っている。

オゾン層破壊や二酸化炭素の排出増加等での地球環境の温暖化を一因とする台風の強力化・ゲリラ豪雨の増加、また新潟県中越地震・東日本大震災・熊本地震等の大規模地震の増加もある中で、今後、発生しうる大規模災害への備えとして、消防団員の確保、さらに地域への自主防災組織の設置・編成による地域防災体制の整備が求められる。

## (5) 公営住宅

平成29年度現在、町営住宅は5団地130世帯分が整備され、老朽化等により改築が進められている。平成12年度には金枝団地、平成25年度には船生団地を更新し、現在、大宮団地が改築事業実施中である。

近年、民間のアパート等の借家も増加して住環境が拡大されつつあるが、他市町と比較してその数は少なく、町営住宅の必要性は極めて高い。

生活環境や生活スタイルの多様化、さらには高齢化社会への対応など、入居する方のニーズにあった整備・更新が求められる。

## 2 その対策

### (1) 水道

安全かつ安定した給水を継続していくために、平成28年度に策定した経営戦略に基づき、老朽配水管の布設替工事を推進し、併せて老朽化した水道施設の更新及び統廃合を進めていく。

鳥羽新田浄水場については、近年のゲリラ豪雨等の増加に起因する原水取入口の濁度異常による取水停止への対応として予備水源（地下水）を整備し、給水の安定化を図る。

また、これらの水道事業運営を行うため、適正な水道料金の改定を行い、料金収入の確保に努める。

### (2) 生活排水処理施設

水環境保全と生活衛生の向上による快適な生活の確保のため、新築・改築の際や単独浄化槽及び汲み取りトイレ（簡易水洗含む）の世帯を対象とした、一層の合併処理浄化槽設置を促進し、そのための補助制度の活用への啓発を進めていく。

### (3) 一般廃棄物・し尿処理

塩谷広域行政組合とのごみ減量化・リサイクル促進のための運営方法の向上を進める。

収集効率の維持・向上のための処理施設（塵芥収集車）の更新、さらに、ごみ減量化・リサイクル促進への町民を対象とした普及・啓発活動を進めていく。

不法投棄対策として、廃棄物監視員による監視体制の強化を進めていく。

し尿処理については、(2)生活排水処理施設での対策と並行して合併処理浄化槽の設置促進によるし尿・浄化槽汚泥での総排出量の減量、さらに適正な処理の推進を進めていく。

### (4) 消防施設

災害有事に備えた計画的な消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車等の設備の更新を進めていく。

生命の安全への向上、災害時の非難誘導計画等の徹底、地域住民への防災情報等の伝達を的確に行う体制の構築を図る。

大規模災害への備えとして、消防団員の確保と役割の再確認、さらに地域への自主防災組織の必要性を各集落に働きかけてより多くの設置・編成を進めていく。

### (5) 公営住宅

他市町と比較して民間アパート等の借家が少ないことによる、町営住宅の必要性を鑑み、老朽化住宅の整備更新を図る。

生活環境や生活スタイルの多様化、さらには高齢化社会への対応など、入居する方のニーズにあった整備計画の策定を進める。

#### (6) 公園整備

公園緑地及び総合公園ともに遊具の安全確保のため整備を図っていく。

### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：生活環境の整備

| 事業名                   | 事業内容                           | 事業主体 | 備考                   |
|-----------------------|--------------------------------|------|----------------------|
| (1) 水道施設<br>上水道       | 生活基盤耐震化事業（配水管布設替）              | 町    | 船生地区                 |
|                       | 生活基盤耐震化事業（配水管布設替）              | 町    | 玉生地区                 |
|                       | 未普及地域解消事業（配水管布設）               | 町    | 田所下区                 |
|                       | 老朽管更新事業（配水管布設替）                | 町    |                      |
|                       | 水道設備整備事業                       | 町    | 鳥羽新田区                |
|                       | 水道設備改修事業（各水源の修繕等）              | 町    |                      |
| (3) 廃棄物処理施設<br>し尿処理施設 | 生活排水処理施設整備事業<br>（合併処理浄化槽設置費補助） | 町    | かさ上げ補助               |
| (5) 消防施設              | 消防施設整備事業<br>（自動車ポンプ）           | 町    |                      |
|                       | （小型動力ポンプ積載車）                   | 町    |                      |
|                       | （機械器具置き場）                      | 町    |                      |
| (7) その他               | 一般廃棄物処理施設整備事業<br>（ごみ収集車の更新）    | 町    | 平成31年度1台<br>平成32年度1台 |
|                       | 公園整備事業                         | 町    |                      |

## V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 現状と問題点

#### (1) 高齢者福祉

若者が大学への進学や雇用を求めての流出・出生率の低下等を背景に高齢化が進んでいる。

国勢調査で平成2年に14,898人であった人口は、平成27年には11,495人と22.8%の減少し、15才から29才までの人口は2,484人から1,430人と1,054人(42.4%)も減少しているのに対して、65才以上の人口は2,491人から3,791人と1,300人(52.2%)増加している。

そうした中で、核家族化も進んでおり、独居世帯も増えつつある。高齢者が安心・安全に暮らしていくために、日々健康で住み慣れた地域で生活できるよう介護予防事業や住民主体の集いの場の支援、健康な生活を営んでいるかを定期的に確認する地域での見守り事業、心身機能の低下（認知症等）した高齢者をサポートする介護サービス事業を展開している。

しかし、高齢者福祉の拠点としての老人福祉センターは東日本大震災による影響や、老朽化に

より本来の機能を確保することが難しく、緊急の対応としてやむを得ず別の施設で事業を行っている状況である。

そうしたことから、高齢者福祉施設の早急な整備や福祉事業を展開していくための人材の育成・確保が課題となっている。

## (2) 児童福祉

生活様式の変化により、子育て世帯の核家族化が増加すると共に就業構造の変化や年金制度の改正による就業期間の延長などにより、親世代の両親や親族からの支えも少なくなり、家庭保育や教育が伸び悩む一方で、家庭でのかかわりへの負担が増加し子育てへの不安に悩む家庭が増加し、家族間不和・育児ノイローゼ・児童虐待・養育放棄等、多種多様な問題が発生している。

そうしたことから、子育て世帯へのかかわりを増やすことで負担を軽減し、子ども達が健やかに成長できる環境を提供できるよう、子育て世帯・地域・行政が連携して子育て環境を向上させるための体制構築が求められている。

また、核家族化の進行による共働き世帯・ひとり親家庭の増加、さらに国による女性参画社会の推進により、子どもの保育の必要性は以前より高まっており、そのニーズに対応できる保育の実施が強く求められている。

現在、認定こども園1施設と保育園2施設により子育ての支援を行っており、うち保育園2施設については民間（社会福祉法人）に業務委託する形で運営して保育の充実を図っている。

出生率減少も背景に、経営の効率化の観点から以前の保育園1箇所と幼稚園1箇所を統合して認定こども園として整備した経過もある。

少子化がさらに進む中で定員を少し下回る園もあり、今後も一層減少することが推測される一方で、0歳児保育・障がい児保育等の新たな保育ニーズに対応していくため、乳児保育や延長保育・一時保育の実施等、保育内容の充実を図っている。

また、放課後児童クラブ室運営事業として、町内3箇所に施設（クラブ室）を設置し、小学校児童の健全育成・勤労者世帯の子どもへの預かり体制を整えており、平成29年度には町内船生地区の施設を更新整備したところである。

今後、子育て世帯のニーズに応えた保育サービスの充実を図るほか、既存施設の計画的な更新整備、病児保育の更なる充実、子育て世帯の不安の解消・児童虐待防止対策といった、子どもの健全な育成へのサービスを進めていく必要がある。

表5-1 保育園の現況

| 施設名       | 定員<br>(人) | 措置児童数<br>(人) | 開設年月日     | 面積                |                   |
|-----------|-----------|--------------|-----------|-------------------|-------------------|
|           |           |              |           | 敷地 m <sup>2</sup> | 建物 m <sup>2</sup> |
| 認定しおやこども園 | 120       | 85           | 平成23年4月1日 | 4,766             | 943               |
| ふにゅう保育園   | 90        | 62           | 平成27年4月1日 | 4,270             | 878               |
| おおみや保育園   | 100       | 76           | 平成18年4月1日 | 3,593             | 601               |
| 計         | 310       | 223          |           | 12,629            | 2,422             |

(平成29年4月1日：町保健福祉課調)

## (3) 社会福祉

若者の減少に伴う高齢化や高齢化独居世帯の増加・生活様式の変化も背景とした核家族化が進み、地域間のかかわり合い・共助意識が希薄化する中で、地域の人々が共に支えあい・助け合い

を深める共生社会の実現への取り組みが求められている。

町では、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域福祉団体等と連携を図りながら、福祉事業・相談事業・支援事業等、地域福祉の推進をしている。

また、障害者総合支援法に基づいて、障がい者が地域での自立と社会参加ができるよう、日常生活から就労に至るまで、総合的な相談体制強化・各種福祉サービスの充実と連携・調整体制の整備が求められている。

## 2 その対策

### (1) 高齢者福祉

高齢人口の増加により、保健・医療・介護・福祉等を担う関係機関・団体と連携を図りながら、それぞれの健康レベルに合わせた健康保持・増進のための事業の推進が必要であり、それらをサポートする地域住民の意識の向上が必要である。

主なものとして、シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の拡大・生きがいづくりの推進、独居高齢者等への日常生活上における支援事業の充実、利用者のニーズに応えた適切な介護保険事業及び在宅福祉事業を推進、介護予防・介護給付費の抑制等の問題解決策としての総合相談体制の充実、地域住民主体による介護予防の推進を図っていく。

### (2) 児童福祉

子育て世帯が抱える不安の解消・働きながら安心をして子育てができる・地域一体となって子どもたちの健全育成を図るための体制づくりを進めていく。

主なものとして、子育て世帯からの相談受付や対応体制や乳児・延長保育の維持推進・病児保育等の質の高い保育サービスの充実、放課後児童クラブ室の施設の更新整備による児童の健全育成への推進、関係機関とさらに連携を強化し児童虐待等の未然防止ができる体制整備を進めていく。

### (3) 社会福祉

社会福祉協議会を中心として、民生委員児童委員協議会や地域福祉団体等と連携を強化して、地域福祉の向上を進めていく。

主なものとして、住民・地域の協働さらに行政と連携した地域福祉の推進、社会福祉協議会の組織強化・事業拡大、地域福祉団体等の育成強化、介護支援・予防といった障害者福祉サービス等の充実を進めていく。

### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

| 事業名                         | 事業内容                    | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|-------------------------|------|----|
| (1) 高齢者福祉施設                 | 高齢者活動センター（老人福祉センター）整備事業 | 町    |    |
|                             | 自治公民館整備（改修）事業           | 町    |    |
| (3) 児童福祉施設                  | 放課後児童クラブ室改修事業           | 町    |    |
|                             | 児童館整備事業                 | 町    |    |
| (4) 認定こども園                  | 認定しおやこども園改修事業           | 町    |    |
| (6) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | 子育て世代包括支援センター設置事業       | 町    |    |
|                             | 保健センター整備事業              | 町    |    |
| (7) その他                     | おおみや保育園改修補助             | 町    |    |

## VI 医療の確保

### 1 現況と問題点

進む少子高齢化や医療構造の変化により、医療内容の専門化・求められる医療の高度化や多様化が進んでおり、効率的、安心安全、そして質の高い医療が求められている。

しかし、本町においては、開業医の後継者問題や人口減少に伴う通院者の減少、さらに車社会の推進による都市部の中核病院への通院を背景に、その数は減少している。

限られた医療機関により、町民に安心したサービスを効率的に提供するため、日々変化する生活様式や実態に対応した求められる保健医療を把握しつつ、提供できる体制を維持していく一方で、在宅医療の体制づくりも必要がある。

疾病の早期発見のため、健康診断事業を

病気の発症を事前発見することで重症化を防ぐ健康診断事業を推進するとともに、重症化を防止する。

町民が求める保健医療の的確な把握、町の開業医の後継維持をうまく進められる体制づくり、町内の医療機関で対応できない状況での都市中核病院への搬送等といった問題を解消していくため、町医師団、各種関連機関、地域等の協力による体制強化が求められている。

表6-1 医療機関の現況

| 区分 | 病院 | 診療所 | 歯科診療所 | 計  |
|----|----|-----|-------|----|
| 施設 | 0  | 5   | 7     | 12 |
| 医師 | 0  | 5   | 7     | 12 |

（平成29年4月：町保健福祉課調）

## 2 その対策

地域医療の提供体制を維持し、さらに複雑・多様・高度化する保健医療を町民が効果的かつ効率的に選択できる取り組み、地域医療機関を維持継続していく取り組み、事前発見することで重症化を防ぐ取り組み等を進めていく。

主なものとして、健康は自分で維持という意識の定着による健康増進から疾病予防・治療等に至る包括的な保健医療体制を推進、母子保健対策・生活習慣病対策を重点に各種がん検診・人間ドック等の受診率向上さらにデータ管理・分析による健康維持体制の充実、気軽に身近の医療機関の活用を促してかかりつけ医（ホームドクター）の定着、在宅医療に対する普及・啓発、地域医療の維持継続のための町内医療機関の情報共有と対策の検討、重症患者の搬送に際して塩谷広域行政組合消防本部との救急搬送の再確認等を進めていく。

## 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：医療の確保

| 事業名                  | 事業内容      | 事業主体   | 備考 |
|----------------------|-----------|--------|----|
| (3) 過疎地域自立促進<br>特別事業 | 在宅医療の推進事業 | 町、町医師会 |    |

## Ⅶ 教育の振興

### 1 現況と問題点

#### (1) 学校教育

本町には、小学校が3校、中学校が1校、小中学校への給食を提供する学校給食センターが1施設ある。

平成29年5月1日現在の小学校の児童数は497人、中学校の生徒数は264人で、特別支援学級は小学校が3校全体で3クラスになり、特別支援学級が開設されていない学校が1校ある。また、障害別で見ると自閉症・情緒障害特別支援学級がある学校は1校になる。中学校については、障害別で2クラスになる。

町内の人口減少・出生数の減少を背景として児童生徒の減少が進み、適正規模での教育環境の確保のため、地域・保護者の合意形成を得ながら小中学校の統廃合を進めてきたところでもある。子どもの減少は今後も推測されることから、適正規模での児童の健全な教育環境を維持していくためには、今後もさらなる統廃合も視野に置かなければならない状況になりつつあるが、これ以上の統廃合については、地元との繋がりや伝統などこれまでの歴史を踏まえ地域住民との丁寧な議論を行う必要がある。

本町の1学級の児童・生徒数は、栃木県の平均を大きく下回る学校はないが、小学校については、単学級となっていることから、少人数によるデメリットを解消しつつ、地域との連携を生かすなど小規模校、少人数の良さを最大限に発揮した魅力ある学校づくりへの支援を進め、教育的な移住への足がかりとすることが今後求められる。

児童生徒の学習に関する人的支援として、様々な困難を抱える児童・生徒に対する非常勤教育職員等の継続的な配置など学びやすい環境づくりを進めている。また、豊かな読書活動の推進を図るための学校司書の配置や不登校対応等の教育相談員の配置を行っている。



また、学校のICT化については、タブレットや電子黒板、デジタル教科書、デジタル教材の導入、校務業務支援の導入とICT活用の基盤となる通信環境など整備を進める必要がある。

学校施設については、学校プールの老朽化により児童生徒に安全で健全な水泳教育を行うための改修、及び全校で計画的な修繕管理を検討しなければならない。

スクールバスについては、中・長距離エリアすべてに対応しているが、経費が約8千万を要していることから、経費節減し効率的かつ効果的な運営が求められている。

給食センターについては、建設後15年を経過しており施設改修及びアレルギー対応食の供給、調理器具、食器等の入れ替えが必要な状況である。

表7-1 (1) 児童生徒の推移 (見込)

|       | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 船生小学校 | 145    | 127    | 120    | 118    |
| 玉生小学校 | 190    | 174    | 169    | 148    |
| 大宮小学校 | 162    | 163    | 155    | 146    |
| 小学校計  | 497    | 464    | 444    | 412    |
| 塩谷中学校 | 264    | 264    | 250    | 260    |

(平成29年5月1日現在 : 町学校教育課調 単位:人)

表7-1 (2) 小・中学校児童生徒及び施設調

|       | 児童生徒数 | 学級数    | 屋内運動場 | プール設備 | 給食施設 |
|-------|-------|--------|-------|-------|------|
| 船生小学校 | 145   | 6      | 1     | 0     | 共同   |
| 玉生小学校 | 190   | 9 (2)  | 1     | 1     | 共同   |
| 大宮小学校 | 162   | 7 (1)  | 1     | 1     | 共同   |
| 小学校計  | 497   | 22 (3) | 3     | 2     |      |
| 塩谷中学校 | 264   | 11 (2) | 1     | 0     | 共同   |

( )は、特別支援学級(平成29年5月1日現在 : 学校教育課調)

## (2) 社会教育

週休2日制の定着等による余暇時間が増大する中で、生涯学習・芸術文化・スポーツレクリエーション等の事業の展開により、子どもから高齢者まで幅広く参画できる事業・学校での学習以外の体験等を培う機会としての位置づけで推進を図っている。

そうした中で、生涯学習活動の拠点である生涯学習センターの整備、コミュニティセンター内の図書館を生涯学習センター内に統廃合することでの図書の整理及び電算編纂管理システムでの効率化、生涯学習行事の定期開催・固定化、さらに子どもから高齢者までを対象とした各種学級・講座等を展開して、教育・文化・スポーツといった幅広い分野の学習機会を提供することで、町民の自主活動の推進を図っている。

しかし、地域交流・コミュニティの推進強化を図るための町内コミュニティセンター3箇所のうち2箇所は老朽化が著しい状況である。

さらに、少子高齢化が進む中で、コミュニティを育成していく人材が不足し、その確保も課題

となっている。

表7-2 社会教育施設・体育施設の整備状況

|                  | 施設名                | 設置年月日      | 面積 m <sup>2</sup> | 備考                     |
|------------------|--------------------|------------|-------------------|------------------------|
| 集<br>会<br>施<br>設 | 生涯学習センター           | 平成24年4月1日  | 1,669.70          | 2階建                    |
|                  | 玉生コミュニティセンター       | 平成24年4月1日  | 1,511.44          | 2階建                    |
|                  | 大宮コミュニティセンター       | 昭和60年4月1日  | 614.15            | 2階建                    |
|                  | 船生コミュニティセンター（道の駅内） | 平成24年3月31日 | 16.56             |                        |
| 文化<br>施設         | 塩谷町図書館（生涯学習センター内）  | 平成24年4月1日  | 463.00            |                        |
|                  | 郷土資料館              | 昭和57年4月1日  | 172.24            | 敷地 1,137m <sup>2</sup> |
| 体<br>育<br>施<br>設 | 玉生体育館              | 平成17年4月1日  | 741.00            | 敷地 1,200m <sup>2</sup> |
|                  | 船生西体育館             | 平成23年4月1日  | 812.00            | 敷地 2,379m <sup>2</sup> |
|                  | 船生東体育館             | 平成24年4月1日  | 760.23            | 敷地 1,618m <sup>2</sup> |
|                  | 田所体育館              | 平成元年3月1日   | 750.00            | 敷地 2,007m <sup>2</sup> |
|                  | 大久保体育館             | 平成19年4月1日  | 604.00            | 敷地 1,981m <sup>2</sup> |
|                  | 熊ノ木体育館             | 昭和59年4月1日  | 603.97            | 敷地 1,000m <sup>2</sup> |
|                  | 塩谷町総合公園            | 昭和61年4月1日  | 171,000.00        |                        |

## 2 その対策

### (1) 学校教育

生きる力を育む教育の推進

- 学校内外での学び合い学習を進めることや生きる力を育むことを前提に認め合い、高め合い、磨き合う場づくりを提供することで、人間としての調和の取れた児童・生徒を児童・生徒を育て、この町の将来を担う人材としての人づくりを進めていく。
- 新学習指導要領の趣旨に基づいた教育活動の充実を図るとともに幅広く学校、家庭、地域が一体となった教育活動を模索していく。
- 人権教育、食育、読書の普及、キャリア教育、外国語指導助手の配置、ICT化への検証を通じて学校教育の充実を図る。
- 児童・生徒が教育や相談が受けられるための環境の充実や、学校司書、非常勤教職員等の配置を継続して実施する。
- 地域に開かれた学校づくりにより、ふるさと教育の充実を図る。
- 学校施設の老朽化に対応するため、計画的な改修、改築を図る。
- スクールバスについては、安全な運行を基本に児童生徒の状況に応じながら経費節減し効果的かつ効果的な運営を行っていく。
- 学校給食については、運営のやり方の検証や安全でおいしい給食の提供のための地産地消の推進や危機管理体制等の充実を図る。

### (2) 社会教育

子どもから高齢者までが地域交流・学習意欲の向上・芸術文化の推進を図るための環境整備、

さらに健康でいるためのスポーツ増進等を図る取り組みを進めていく。

主なものとして、生涯学習に関しては、家庭から学校・職場組織や地域等あらゆる場で生涯を通じて学習できる体制の整備、町民のニーズに応えるため必要な施設設備の充実や整備検討による生涯学習の推進、図書館の書籍の充実による読書に親しむ環境づくりの強化、家庭教育学級・講座・相談会の開催による家庭を取りまく教育環境の整備、子ども会育成会やジュニアリーダークラブ等の団体活動の促進、国際社会に対応していくための交流事業の展開と中学校生徒の海外派遣事業の積極的な推進による国際感覚・参画意識の向上への取り組み等を進めていく。

また、スポーツの推進に関しては、町民1スポーツの継続的な定着化、健康の維持増進のための各種スポーツ振興への各種教室や大会開催の増加、体育協会や総合型地域スポーツクラブ（しおやユリピースポーツクラブ）等の活動助成によるスポーツ指導体制の強化等を進めていく。

### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：教育の振興

| 事業名                           | 事業内容            | 事業主体     | 備考          |
|-------------------------------|-----------------|----------|-------------|
| (1) 学校教育関連<br>施設<br>校舎        | 小学校整備事業（校舎）     | 町        |             |
|                               | 中学校整備事業（校舎）     | 町        |             |
|                               | 小学校施設等整備事業      | 町        |             |
|                               | 中学校施設等整備事業      | 町        |             |
|                               | 日々輝学園高等学校整備事業   | 町        |             |
| スクールバス                        | 小学校スクールバス運行事業   | 町        |             |
|                               | 中学校スクールバス運行事業   | 町        |             |
| 給食センター                        | 給食配送車購入事業       | 町        | 平成31・32年度1台 |
|                               | 給食センター設備更新事業    | 町        |             |
| (2) 集会施設・体<br>育施設<br>公民館・集会施設 | 自治公民館整備事業       | 町        |             |
|                               | 体育施設            | 体育施設改修事業 | 町           |
| 図書館                           | 図書館ネットワーク構築事業   | 町        |             |
|                               | 学校図書館ネットワーク構築事業 | 町        |             |
| (3) 過疎地域自立<br>促進特別事業          | 非常勤教職員配置事業      | 町        |             |
|                               | 学校司書配置事業        | 町        |             |
|                               | 教育相談員配置事業       | 町        |             |
|                               | 外国語指導助手配置事業     | 町        |             |
|                               | ICT教育整備事業       | 町        | 平成31年度～     |
|                               | 校務業務支援事業        | 町        | 平成31年度～     |
|                               | 学習支援（公的学習塾）事業   | 町        |             |
|                               | コミュニティ支援活動事業    | 町        |             |
|                               | 社会体育振興事業        | 町        |             |
|                               | 希少植物保護事業        | 町        |             |

## VIII 地域文化の振興等

### 1 現況と問題点

本町では、芸術文化に身近に触れることで関心を高め、合わせて活動を推進していくことで、心の豊かさを育む取り組みとして、優れた音楽・演劇・絵画等の芸術文化に直接ふれる機会・文化活動を発表する機会の創出を行っている。

また、佐貫の石仏をはじめとする史跡・名勝等も多く存在することから、その保全活動を実施

するとともに、身近に触れる・目にする機会を増やすことも求められる。

平成28年度より佐貫石仏前庭埋蔵文化財発掘調査を行っており、毎年遺物が出土されているが、今後展示や保管が必要である。

今後も大いに必要である、町文化協会と連携して文化祭等の各種催し物を実施していくこと、さらに町民が自発的に文化活動のできる場が必要となっている。

## 2 その対策

町民が自主的に心の豊かさに繋がるよう、芸術文化活動の創出・機会の提供等の取り組みを進めていく。

主なものとして、町文化協会と連携した町内芸術文化の実施サークル等の活動への支援、文化祭や音楽・絵画・演劇・映画等を鑑賞する機会としての芸術文化事業を開催、佐貫石仏等をはじめとする史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保護活動、町民が自主的に芸術文化活動を展開する団体等の育成等を進めていく。

また、発掘調査により出土した遺物の展示や保管ができる展示台や場所が必要である。

## 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：地域文化の振興等

| 事業名           | 事業内容                  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|------|----|
| (1) 地域文化振興施設等 | 佐貫石仏前庭埋蔵文化財発掘調査結果展示事業 | 町    |    |
|               | 地域文化施設改修事業            | 町    |    |
|               | 伝統文化保存事業              | 町    |    |
|               | 図書館資料保存事業             | 町    |    |
|               | 文化財保存事業               | 町    |    |

## Ⅷ 集落の整備

### 1 現況と問題点

本町には、集落内に54の行政区がある。

集落は山あいになんか点するところも多く、市街地よりも集落減少・少子高齢化の進行が激しい状況となっている。

そうしたことから、建物管理が行き届かないことによる空き家の増加、農用地の管理が行き届かないことによる耕作放棄地の増加、山林内植林の管理が行き届かないことによる森林の荒廃等が進み、災害への危険や近隣への不安の拡大も増加している。

集落機能の維持のため、道路・街灯等の生活環境の整備、地域医療の維持、地域交通の確保、地域コミュニティの維持継続が求められている。

### 2 その対策

集落機能の維持向上のため、集落が荒廃しない取り組み、地域活性化への取り組みを進めていく。

主なものとしては、空き家を活用したリフォーム及び定住促進事業、耕作放棄地の再生のため

の空き家利活用へのタイアップ・農地集積による大規模農家での活用検討、集落活性化のための拠点整備のための支援等を進めていく。

### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：集落の整備

| 事業名            | 事業内容                     | 事業主体 | 備考 |
|----------------|--------------------------|------|----|
| (1) 過疎地域集落再編整備 | 安心安全な生活への公衆街路灯・防犯灯の新設・更新 | 町    |    |

## X その他地域の自立促進に関し必要な事項

### 1 現況と問題点

#### (1) 自然環境の保全

全国名水百選「尚仁沢湧水」をはじめとする自然資源、清らかな水と空気を育む広大な森林資源、そうした環境から育まれた清らかな水はすべての生命の源となっており、後世まで守り続けていかねばならない。

しかし、農林水産物の価格低迷及び後継者不足による農地・山林の荒廃、家庭・事業所の一部からの汚水処理が不完全なもの河川への排水、心無い山林内へのごみの不法投棄等により、自然環境の汚染を招き、生態系が損なわれつつある。

源流のまちとして、清らかな水を大気汚染・日常生活の汚水排水・ごみの投棄等で汚さずに下流のまちへ引き継いでいく使命を全うするためにも自然環境の保全が強く求められている。

#### (2) 循環型社会の構築・自然エネルギーの活用

高度経済成長期からの産業開発に伴う森林伐採、機械製品の増加や自動車社会の拡大に伴う二酸化炭素の排出増加等により、酸性雨の増加による自然破壊及び生命への影響、地球温暖化・台風の強力化及びゲリラ豪雨による災害の増加等、地球的規模での環境問題が発生している。

町民一人一人が掛け替えのない自然資源を大切に、地球環境を配慮した循環型社会の構築が求められている。

### 2 その対策

#### (1) 自然環境の保全

掛け替えのない自然環境を守り続けるための取り組みを進めていく。

主なものとして、自然環境の大切さを学ぶ教育学習を推進しての保全意識の高揚、森林保全・森づくり事業による森林の大切さの再認識と活動への支援、農地を地域で協力し合って維持して多面的機能支払い交付金事業、山間集落地域で協力し合って山林境の農地を維持していく中山間地域等直接支払事業、水辺環境の維持及び景観形成に資する河川愛護活動等を進めていく。

#### (2) 循環型社会の構築、自然エネルギーの活用

地球資源の保全を図り、後世に大切なすまかを引き継いでいけるよう、自然環境を配慮した生活の推進と再生可能エネルギー利活用の推進し、生物多様性・循環型社会の実現に向けての取り組みを進めていく。

主なものとして、住宅用太陽光発電事業の推進、源流のまちとしての水環境を活かした小水力発電及び森林資源を活かした木質バイオマス事業の検討その他、再生可能エネルギーの利活用推進、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進等を進めていく。

### 3 計画

事業計画（平成29年度～32年度）

自立促進施策区分：その他地域の自立促進に関し必要な事項

| 事業名       | 事業内容                    | 事業主体 | 備考         |
|-----------|-------------------------|------|------------|
| (1) 任意の事項 | 自然エネルギー利用施設<br>(太陽光パネル) | 町    | 役場新庁舎へ設置検討 |

過疎地域自立促進特別事業

事業計画（平成29年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

| 事業名                                | 事業内容                     | 事業主体 | 備考 |
|------------------------------------|--------------------------|------|----|
| 1 産業の振興<br>(6) 商業                  | 地域景気対策事業費（プレミアム付商品券）補助事業 | 町    |    |
| 3 生活環境の整備<br>(3) 廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設 | 塩谷広域行政組合環境施設建設事業         | 町    |    |